

通学路安全対策事前協議 に係るフローチャート

事業者さま



尼崎市内で工事の計画がある

市・開発指導課に **事前協議申請書提出(第1号様式)** を提出

市・開発指導課「受付」

回答書に関係各課から「**協議内容及び指導事項措置**」欄に記載がされる

市教育委員会・こころとからだ育成課で申請敷地に面する**通学路を確認**

通学路に該当しない

通学路に該当する

不要

通学路安全対策事前協議

要

こころとからだ育成課での処理は不要(完了)

協議先小学校(担当:教頭先生)に連絡をしていただき「通学路安全対策事前協議届出書」に「安全対策」を記入したものを**3部作成**の上、小学校にて協議をお願いいたします

通学路安全対策事前協議届出書

- ①部 小学校 控え
- ②部 事業者様 控え
- ③部 こころとからだ育成課 控え

協議届出書(上記③)をこころとからだ育成課へ提出いただくと事前協議申請書(第1号様式)の裏書がこころとからだ育成課「完了」となります

事前協議 Q&A



Q: 工事施工者がまだ決まっていますか

A: 小学校での事前協議の際、工事施工者が決まっていなければ「設計者」が協議して頂いても構いません。「通学路安全対策事前協議届出書」の(甲)工事施工者の横に(代理)と記載して作成していただき小学校との事前協議をお願いいたします。決まった際には安全対策の連携をお願いいたします。

Q: 「現場責任者及び連絡先」は届出書の工事施工者と同じですか？

A: 何かあった際に連絡がすぐ取れる関係者の電話番号であれば構いません。

Q: 小学校の通学路は市のサイトなどで公開されていますか？

A: 防犯上の観点から公開していません。

Q: 中学校の通学路は協議しないのですか？

A: より重点的に安全指導を行う必要のある小学校の通学路について事前協議を実施しています。(おおむね40名が利用する通学路)

Q: 年度末に通学路確認の際は「通学路支障なし」だったのが「協議要」に変わっているがなぜですか？

A: 通学路は児童の住居等の状況にあわせて変更される可能性があります。そのため、都度ご確認をいただいているものです。

お問合せ

尼崎市教育委員会・こころとからだ育成課
尼崎市三反田町1丁目1番1号
尼崎市教育・障害福祉センター3階